参考資料

平成２１年衆院選に係る定数訴訟の高裁判決について

・平成21年12月28日　大阪高裁（大阪９区）※原告、被告とも上告中

事情判決

（原告の請求は棄却され、本件選挙は有効とされたが、この選挙区における選挙は違法とされた。）

・平成22年１月25日　広島高裁（広島１区）※原告、被告とも上告中

事情判決

（原告の請求は棄却され、本件選挙は有効とされたが、この選挙区における選挙は違法とされた。）

・平成22年２月24日　東京高裁（東京２、５、６、８、９、11、12、18区、神奈川15区）※原告上告中

合理的期間未経過

（原告の請求は棄却されたが、その理由中において本件選挙当時における議員１人当たりの較差は憲法の要求する選挙権の平等に反する程度に至っていたと判示された（較差是正のための合理的期間内であり、違憲ではない。）。）

・平成22年３月９日　福岡高裁那覇支部（沖縄１区）※原告上告中

合理的期間未経過

（原告の請求は棄却されたが、その理由中において本件選挙当時における区割規定は違憲状態と判示された（較差是正のための合理的期間内であり、違憲ではない。）。）

・平成22年３月11日　東京高裁（東京１、２区、神奈川12区）※原告上告中

合憲

（請求は棄却され、本件選挙当時における区割規定は憲法に違反するものではないと判示された。）

・平成22年３月12日　福岡高裁（福岡２区）※被告上告中（上告期限は３月26日）

事情判決

（原告の請求は棄却され、本件選挙は有効とされたが、この選挙区における選挙は違法とされた。）

・平成22年３月18日　名古屋高裁（愛知１区）※上告期限は４月１日

事情判決

（原告の請求は棄却され、本件選挙は有効とされたが、この選挙区における選挙は違法とされた。）

（参考）今後の予定

・平成22年４月８日　高松高裁（香川１区）
・平成22年４月27日　札幌高裁（北海道１区）

参考

平成２１年１２月２８日大阪高裁判決（事情判決）

１．原告：一人一票実現国民会議

２．対象選挙区（大阪府第９区）における議員１人当たり人口の較差
H17国調人口　１対２．０６３（高知県第３区 対 大阪府第９区）
当日有権者数　１対２．０４６（　〃　対　〃　）

３．概要（裁判所資料引用）

１　本件選挙においては、小選挙区選出議員１人当たりの有権者数の最大較差は、最小選挙区を１とすると、平成２０年９月２日現在で２．２５５倍であり、投票当日現在で２．３０４倍であったと認められる。

２　憲法の定められた選挙権は、多年にわたる人類の努力と民主政治の歴史的発展の成果の現れで、議会制民主主義の根幹であり、その歴史的発展を通じ一貫して追求されてきたのは、投票の場面で国民は完全に平等視されるという理念で、憲法は選挙権に関し徹底した平等化を志向し、投票の価値の平等をも要求すると解される。

その前提の下で、選挙制度の仕組みの決定は、国会の合理的な裁量に委ねられているが、選挙制度自体以外に関する政策を考慮に入れるべきではない。いわゆる１人別枠方式は、従来の著しい較差を改善させる方式として、いわば過渡期の改善策としてそれなりの合理性と実効性があったが、現時点では憲法の趣旨に反する。

３　近時たびたび投票行動により政治情勢が大きく変化し得ることが目の当たりに経験され、較差が２倍に達するような事態は、大多数の国民の視点から耐え難い国民の間の不平等と感じられてきており、客観的にも著しい不平等と評価される。

４　本件では、２倍を超える較差があったことが歴然としており、この較差は、１人別枠方式という憲法の趣旨に反するに至った選挙区割りの選挙方式により生じたと認められるから、本件選挙は違法との評価を免れない。

ただし、本件選挙を無効とした場合、公の利益に著しい障害が生じることは明らかで、原告の受ける損害等を考慮しても公共の福祉に適合しないと認められるから、行政事件訴訟法３１条１項前段の趣旨に準じて、原告の請求を棄却する。

参考

平成２２年２月２４日東京高裁判決（合理的期間未経過）

１．原告：弁護士グループ

２．対象９選挙区（東京都第２区、第５区、第６区、第８区、第９区、第11区、第12区、第18区、神奈川県第15区）における議員１人当たり人口の最大較差
　H17国調人口　1対2.１９１（高知県第３区 対 東京都第６区）
　当日有権者数　１対2.２７５（　〃　対　〃　）

３．概要（選挙部作成）

・ 最大較差が２倍未満に収まるという制度下では、１人別枠方式の制度目的に一応の合理性があるものとして許容できるものとしても、最大較差が２倍以上となる大きな要因になるものとすれば、１人別枠方式を維持する必要性、合理性は認め難いものというべきである。
・ 平成１４年改正による本件区割規定の制定は、それ自体を違憲であったということはできないが、平成１７年の衆議院選挙時における選挙区間の選挙人数の最大較差は１対２．１７１であり、同年の国勢調査の結果によれば、各選挙区間の選挙人数の最大較差は１対２．２０３に拡大し、較差が２倍以上となっている選挙区は４９選挙区に増加し、投票価値の不平等が拡大していることが客観的に明らかな状態となっていた。そして、その原因となる１人別枠方式にはそのような大きな不平等を許容するだけの合理性は乏しかったものというべきであり、本件選挙のときには、投票価値の不平等は、既に、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたということができる。
・ もっとも、これによって直ちに当該規定を憲法違反とすべきものではなく、合理的期間内の是正が行われない場合に初めて憲法違反と判断されるべきである。
・ １人別枠方式による現行の選挙制度については、平成６年以降、２倍以上の較差の拡大が認められたが、これが憲法に反するか否かについては、見解が分かれ、最高裁判所の判断においても各判断時点においては区割り規定を憲法違反と認めない見解が多数を占めていたこと、選挙制度の改正には相応の時間を要すること等を考慮すると、合理的期間内における是正がされなかったものとまでは認められず、国会が本件区割規定を改正しなかったことがその裁量を逸脱したものとして、憲法に反するということはできない。
・ 以上によれば、本件選挙当時、選挙区間における議員１人当たりの人口ないし選挙人数の較差は、憲法の要求する選挙権の平等に反する程度に至っていたものではあるけれども、本件選挙当時の本件区割規定を憲法に違反するものと断定することはできないというべきであり、これを理由として、本件選挙の小選挙区選挙の無効をいう原告の主張は採用できない。

参 考

平成２２年３月１２日福岡高裁判決（事情判決）

１．原告：一人一票実現国民会議

２．対象選挙区（福岡県第２区）における議員１人当たり人口の較差

H17国調人口　１対２．０９６（高知県第３区 対 福岡県第２区）

当日有権者数　１対２．０４８（　〃　対　〃　）

３．概要（裁判所資料引用）

１　憲法は、投票価値について「誰もが過不足なく一票を有する」を理念としており、同価値の不平等を基本的に容認していないとみるのが相当であるが、一方で、選挙区画の画定にあたっては、都道府県という行政区画を考慮要素とすることを、その旨の明文がないけれども、許容しているものと認めるのが相当である。 ２　試みに、人口比例原則を採用し、議員の総定数３００を各都道府県別の選挙人数に応じて割り当ててみると、都道府県別の最大較差は１．６３６となる。 ３　投票価値の平等は憲法が要求する最も重要な理念であり、かつ、これが民主主義の要諦であることからすれば、本来の人口比例原則から逸脱させる方式を採用することは、その導入の必要性も合理性もないのであって、一人別枠方式は、その制定当時において、既に、違憲、違法だったと断ずるほかない。 ４　本件選挙における議員一人当たりの人口較差は、憲法が要求する投票価値の平等理念を大きく逸脱するものであり、都道府県別による人口比例原則による配分結果の最大較差である１．６３６とも大きな差があるのであって、容認できないことは明らかである。 ５　よって、原告の請求は、本件選挙における福岡県第２区の選挙の違法をいう点においては理由があるが、これを無効とした場合の公の利益の著しい障害等を考慮すれば、行政事件訴訟法３１条１項前段の趣旨に準じて原告の請求を棄却し、選挙の違法を宣言するにとどめるのが相当である。